となりません。

医療機関などの窓口に提示するもの

保険適用ではない医療行為は、

対象

歯科ごとに行います

また



観日にも親子でだご汁を作ります り組む事を大切にしています がったみそを使い、 その一環として、 津屋崎保育園では親子で食育に取

自分たちで作ったみそはとてもおい 観日に親子でみそづくりを行います 夏・秋と寝かして冬に出来上 ン食がごはんとみそ汁 6月の保護者参 月の保護者参

帰ることで、 頂くこと、 ほどでした。 本になります。 に変わりました」という声も聞かれる

る体験を親子でする事も大切です。 自分たちで作ったものをおいしく 家庭の食が個人の食の基 家庭での食育にもつな たくさんの食に関す それを家庭に持ち

●いきいき健康課(ふくとぴあ) ☎34・3351 * 毎月19日は「食育の日」です **k** <u></u>

行事食

3月3日!! おひなさまと一緒にまりが飾られます。下から白・緑・桃の3色ですが、白=よもぎ(香りが強いものしょう)、桃=桃の という

●郷育推進課(津屋崎庁舎) ☎52.4969

みやじアンビシャス広場の体験会開催!

アンピシャス広場がらの

子どもたちが放課後や休日に安心して気軽に立ち 寄ることができる居場所、豊かな体験活動ができる 場所、さまざまな人が出会う場所、地域・学校・家庭 が交流できる場所、それがアンビシャス広場です。

この青い丸い実が、 あのしわしわの赤 い梅干になるのか

みやじアンビシャス広場では、週に2回(金曜日 土曜日)、宮司コミュニティセンターで広場を開所し ています。また夏休みには、宮地嶽神社の境内でラ ジオ体操を行い、終了後には清掃の奉仕活動、物づ くり教室を開催し、子どもから大人まで楽しみなが ら活動しています。

津屋崎保育園での食育の取り組みを紹介します

今回、みやじアンビシャス広場の体験会を開催し ます。たくさんの参加をお待ちしています。

3月23日(土) 10:00~12:00 宮司コミュニティセンター 多目的ホール 小学校新1年生(4月より小学校入学予定者)

容 簡単な工作、広場の活動紹介

■参 加 費 無料(事前申込不要)

※持参品はありません。必ず保護者同伴で参加してく ださい。

■問い合わせ みやじアンビシャス広場 代表:岩崎 ☎42.7894



▲夏休み「料理教室」の様子

福津市民の窓口を 福津市市民課から

●市民課(福間庁舎) ☎43・8127

高額な外来診療を受ける国民健康保険・ 後期高齢者医療加入者の皆さんへ

の表を参照ください。

なお、

人により異なります。

しくは左 認定証

な人は、

保険証と認め印を持参の上

は市民課で交付していますので、

必要

申請にお越しください

医療機関などで提示するもの

において限度額に達したか否かの計算

医療機関ごと

状況に応じて決定されます。

外来診療

限度額は、年齢や世帯の住民税課税

により、

限度額までの支払いで済むよ

ていましたが、

認定証を提示すること

保険者から高額療養費として支給され

月の窓口負担が限度額を超えた場合で

いったんその額を支払い、

後で医療

でに抑えられるようになっています。

高額な外来診療を受けた場合、

窓口での支払いが、

自己負担限度額ま

や保険薬局、

指定訪問看護事業者への

(認定証)などを提示すれば、

を受けた時に「限度額適用認定証」や 「限度額適用·標準負担額減額認定証」

昨年4月1日から、高額な外来診療

認定証の申請は必要ありません。 でに抑えられるようになっているため、 お持ちの保険証であらかじめ限度額ま

70歳以上の住民税課税世帯の人は

	年齡•住民税課税状況	提示するもの
	70歳未満の人	①国民健康保険被保険者証 ②限度額適用認定証または限度額適用・ 標準負担額減額認定証
国民健康保険	70歳以上75歳未満で世帯 主と被保険者が <u>非課税の人</u>	①国民健康保険被保険者証 ②高齢受給者証 ③限度額適用認定証または限度額適用・ 標準負担額減額認定証
	70歳以上75歳未満で世帯 主または被保険者が <u>課税さ</u> れている人	①国民健康保険被保険者証 ②高齢受給者証
医療保険	非課税世帯の人	①後期高齢者医療被保険者証②限度額適用・標準負担額減額認定証
険者	課税世帯の人	後期高齢者医療被保険者証

介護保険料の納め忘れにご注意

保険料は、介護保険を健全に運営 です。納めていただいている介護 介護保険はみんなで支え合う制度 していくための大切な財源となり

んか? は口座振替)」の納め忘れはありませ 介護保険料「普通徴収(納付書ま

> ビス課に相談してください ことができない場合は、

問い合わせ

高齢者サ

替をぜひ利用してください。

納め忘れを防ぐためにも、

口座振 また、

特別な事情により期限内に納付する

高齢者サ

として直接納付していただきます。 付する納付書または口座振替手続き) るかたなどは、普通徴収(市役所が送 徴収対象外の年金のみを受給してい かた、転入したばかりのかた、 らの特別徴収(天引き)とされていま の介護保険料は、 介護サ 65歳以上(第1号被保険者)のかた しかし、 安心して利用できるように、 ビスが必要になったとき 65歳になったばかりの 原則として年金か 特別

保険料

保険料





います たん自己負担しなければなりませ 年以上滞納すると…介護保険

給付の一部または全部が一時的に差 申請により後で保険給付分(9割)が 支払われます 1年6カ月以上滞納すると…保険 ービスにかかる費用の全額をい つ

し止めとなります。

な取り扱いをするように定められて 介護保険料を納めて 滞納期間に応じて次のよう いない状況が

▲生徒会役員によるデートDVのロール

の他に精神的な暴力も った 含ま

tie 女 男 トロV」とい ŧ 歩 ₫: 配偶者間 や友達同士の間言います。デー・バイオレンス偶者間の暴力をいう言葉をご存

●男女共同参画推進室(福間庁舎) **☎**43⋅8116 ____

知っていますか? 「デートDV」

的な関



▲グループ討議の様子

自分たちにも起こり

がは生徒会 \mathcal{O} 出 14 の

ドメスティッ

んる問題

(津屋崎庁舎横) ☎52.4968

古浜分塩浜

勝浦塩田の沿革を記録した、元文五年(1740) 頃の「勝浦村字塩浜築切開キー切写簿」に、「古浜 分塩浜」が田地になったため、「新塩浜」に代地を 渡したとの記事があります。この中の「新塩浜」は 寛文八年(1668)に造成された勝浦塩田のことで 「古浜分塩浜」は、その勝浦塩田ができる以前に塩 をつくっていた塩田と考えられます。記事の中の 「古浜」が地名であるとは限りませんが、あんずの 里の西側には「古浜」という小字名があります。こ の近くに「古浜分塩浜」があったのかも知れません。

なお、永享九年(1437) の「応安神事次第 追 補 | に勝浦から宗像宮 へ塩を納める記事があ るため、勝浦の塩づく りは室町時代には始



まっていたとされます。▲現在の小字古浜付近

消費生活相談室 生活安全課(福間庁舎) ☎43・8106

カイロでやけど? 長時間の使用に注意!

【事例1】背中にカイロを貼り、ホットカーペットに寝てい たら、低温やけどを負ってしまった。(90歳代)

【事例2】カイロを24時間継続して貼っていたら、皮膚が 赤くなり、水ぶくれができていた。(70歳代)

【アドバイス】カイロの使用により低温やけどになってし まったという情報が多く寄せられています。カイロが皮膚 の同じ場所に長時間接触し続けると、低温やけどを起こ すことがあります。一カ所に固定したり、圧迫したりしな

いことが大切です。特に、睡眠中は 絶対に使用しないようにしましょう。 低温やけどは見た目より重傷の場合 があります。また高齢者は重症とな る恐れがあるので注意が必要です。 早めに専門医の診断を受けましょう。



※毎週月・水・金曜日(9:00~16:00)は市役所福間庁舎 で消費生活相談員が相談を受け付けています。

※福岡県消費生活センター (☎092・632・0999)でも 随時相談を受け付けています。気軽にご相談ください。

FUKUTSU Eco News



公設分別ステーションで回収している 「古紙・古布」「剪定くず・草」の回収場所を 4月から変更します

公設分別ステーション(ハーモニー広場駐車場横会場)開設時に、会場周辺の交通渋滞やごみの散乱が目立 つようになり、近隣の住民のかたが困っています。これらの問題を少しでも解消するため、4月から「古紙・古 布 |・「剪定くず・草 | の 回収場所を変更します。

古紙・古布については、自治会や子ども会などが地域活動として進めている集団回収に出していただき、剪 定くず・草については地域分別に出していただきますようお願いします。

都合により地域で出すことができない場合、古紙・古布は『古紙・古布倉庫』に、剪定くず・草は『福津市公設(剪 定くず・草)ステーション」(林田産業グリーンリサイクルセンター内)に搬入していただくこともできます。

種類	会 場	開設日・時間
古紙・古布	古紙·古布倉庫 (市中央公民館 上段駐車場) 福津市手光2222番地	【開 設 日】火〜金曜日(祝日、8月13日〜8月15日、 12月28日〜1月4日を除く) 【開設時間】9:00〜16:30 ※開設時以外は施錠しているため、搬入できません。
剪定くず・草	福津市公設(剪定くず・草)ステーション (林田産業グリーンリサイクルセンター内) 福津市舎利蔵274番地	【開 設 日】4月・12月~3月:第2・4土曜日 5月~11月:第1・2・3・4土曜日 【開設時間】9:00~11:00、13:00~15:00 ※開設時以外は施錠しているため、搬入できません。

今までと回収場所・時間が大きく変わること により、市民の皆さんにはご不便をお掛けす ることになりますが、公設分別ステーション 付近の環境悪化の緩和・地域分別の推進のた め、ご理解、ご協力いただきますようよろし くお願いします。

また、広報ふくつ3月1日号の折り込みチ ラシや、広報ふくつおしらせ版3月15日号に 詳しい内容を掲載しますので、そちらもご覧 ください。

林田産業グリーンリサイクルセンター地図



21 広報ふくつ 広報ふくつ 20 ---